



青森県小規模介護事業所等 職場環境改善事業費補助金について

～働きやすい職場環境づくりへの第一歩！～

協働化

大規模化

青森県高齢福祉保険課



補助金の趣旨

- 青森県内の事業者の経営安定化に向け、「協働化」・「大規模化」を通じて職場環境改善を図るための支援事業

「協働化」とは

複数の法人や事業所が連携することで、組織的な協力体制を構築し、間接業務の効率化、施設や設備の共同活用、人材確保や育成、災害対応、地域貢献などを協力して進めていく仕組み

「大規模化」とは

利用者定員の拡大や事業所の増設、介護保険サービスやその他事業への展開、複数の法人間での合併や事業譲渡等により、規模の拡大を行い、経営基盤の強化やサービス提供体制の安定化を図る。

「協働化」・「大規模化」が求められる背景

日本では介護を必要とする高齢者が増加する一方で、働く世代は減少しているため、高齢者を支える仕組みをいかに維持していくかが重要な社会課題となっている。

このような問題が広がる中、法人や事業所が単独で経営を維持することが難しくなる状況も考えられる。しかし、「協働化」による他法人や他事業所との連携を図ることで、こうした問題を解決できる可能性が生まれる。特に小規模経営の法人や事業所が安定的に事業を継続するためには、まず「協働化」を進める必要がある。

また、「大規模化」も効果的な手段の一つである。大規模化を進めるためには、M&A（合併や買収）を支援する外部の専門業者の力を借りつつ、事業者同士で連携を図ることが求められる。

ただし、大規模化は単なる事業規模の拡大を目的とするものではなく、「必要な人材を安定して確保し、定着させること」「経営の持続可能性を向上させること」「地域で必要とされる介護サービスを安定的に提供し続ける基盤を築くこと」、これらの取り組みを通じて、高齢者が安心して暮らせる社会を目指すことが重要となる。

補助対象事業者

2法人以上で補助対象

○青森県内に事業所が所在する事業者グループ

共同体を名乗るための登録・登記は不要

関連する法人のみで構成するグループは補助対象外

1法人のみは補助対象外です！



○事業者グループの中に小規模法人を**1以上**含む

小規模法人は、1法人あたり1事業所のみを運営するような法人など、事業目的に照らし県が認める法人とする。

○事業者グループには、介護事業所のほか以下を含めることが可能

- ・老人福祉法に定める施設・事業所
- ・障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所
- ・児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所
- ・介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所

○事業者グループの代表者は、**介護施設等を運営する法人**

補助対象経費

事業者グループが経営の「**協働化**」「**大規模化**」を通じた**職場環境改善**に資する下記の取組を実施する際に必要な経費

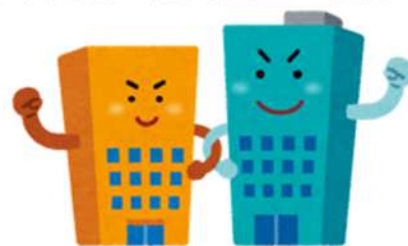
対象経費

報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金

対象となる取組

- ・ 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信
- ・ 共同送迎の実施に向けた調査等
- ・ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組
- ・ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成
- ・ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化
- ・ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化
- ・ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等
- ・ 協働化等にあわせて行うICTインフラの整備（通信費は対象外）
- ・ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備（事業所車両の購入費は対象外）
- ・ 合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援
- ・ その他本事業の目的を達成するため、実施主体（県）において必要と認められる取組

共同発注により
購入した消耗品や
備品等の品代は
補助対象外



補助金の額

補助基準額(上限額)

- ・ 基準額は事業者グループを構成する法人数1につき120万円
※ 訪問介護事業所を運営する法人は150万円
- ・ 構成する法人数に制限はないが1グループあたり最大1,200万円が上限

補助金の額：
補助対象経費（基準額以内）の $4/5$

補助率 $4/5$



補助金の額

$1/5$ は事業者グループで負担

- ① グループにおける補助対象経費の実支出額の合計額
 - ② 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額
- ①②のいずれか低い額に $4/5$ を乗じて得た額 . . . ③
(※ 上記で算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

事業者グループを構成する法人数に応じて算出した補助基準額 . . . ④

⇒ ③④を比較して、少ない方の額を補助金の額とする。

補助金申請から実績報告までの流れ

① 交付申請（事業者グループ代表者→県）

提出書類 第1号様式(交付申請書)、別紙1(所要額調書)、別紙2-1(事業計画書①)、別紙2-2(事業計画書②)、見積書等のコピー、当該事業に関する歳入歳出予算書(見込)抄本

受付期間 令和8年7月15日(火)～8月31日(月)【必着】

提出先 青森県高齢福祉保険課 **提出方法** 電子メール(kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp)

メールの件名:【法人名】小規模介護事業所職場環境改善補助金交付申請

② 交付決定（県→事業者グループ代表者）

③ 補助金の請求（事業者グループ代表者→県）※提出先・提出方法は①と同様

提出書類 第8号様式(請求書)、振込先口座の通帳のコピー

※県が発出した交付決定通知書に記載された交付決定金額を記入。提出期限は交付決定通知書に記載

④ 補助金の振込（県→事業者グループの指定振込先口座）

⑤ 補助事業の実施（事業者グループ）交付決定日から令和9年2月1日(月)まで

⑥ 実績報告（事業者グループ代表者→県）※提出先・提出方法は①と同様

提出書類 第9号様式(事業完了実績報告書)、別紙1(精算書)、別紙2(実績報告書)、領収書・支払いが確認できる書類のコピー、導入したICT機器、設備、備品等があればその写真
当該事業に関する歳入歳出決算(見込)抄本

提出期限 補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月15日のいずれか早い期日

⑦ 確定（県→事業者グループ代表者）

受領した補助金額と実際の事業費を比較し、受領した補助金額が多い場合は、その差額を返還する。
(県から確定通知および返納通知書が送付されるため、期日までに返還手続きを行う。)

「協働化」「大規模化」を進めるうえでの参考資料

「協働化」や「大規模化」を進めるにあたり、厚生労働省が作成した以下の資料を参考にしてください。令和6年度から開始された本補助金ですが、青森県ではこれまでの実績がありません。他県の事例を参考にしてください。



○介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた

経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン、概要

→10法人等の協働化実践事例と6法人等の大規模化実践事例を踏まえて、協働化・大規模化についての検討を進める際の考え方や進め方が整理されています。

○介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた

経営の協働化・大規模化に関する調査研究 事業報告書

○社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業

→社会福祉法人間の連携に関する実践事例として、社会福祉連携推進法人(8例)と小規模法人のネットワーク化による協働推進事業(5例)がまとめられています。

○介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業

→国内6法人の事業所における大規模化・協働化に関する事例がまとめられています。